

今後の被災地健康支援について

- ・ 東日本大震災津波発災後、県では、国の被災者支援総合交付金等を活用し、応急仮設住宅の集会所等での保健師及び栄養士による健康相談や栄養指導、歯科医師、歯科衛生士による歯科保健活動のほか、応急仮設住宅に居住する被災者が適正な血圧の自己管理が図られるよう、血圧自己管理推進員の育成や血圧管理手帳を作成・配布する等、被災者の健康の維持増進に取組み、一定の成果につなげてきた。
- ・ 市町村においても、同様に国の交付金等を活用した被災者への健康支援を行ってきたが、居住形態や支援ニーズの変化等もあり、通常の保健活動で健康支援を行う市町村が増えてきている。
- ・ 応急仮設住宅等は、17,622戸（平成23年12月2日）、43,738人（平成23年10月14日）を最大に、以降、災害公営住宅や自宅再建等による転居により減少しており、令和3年4月以降は応急仮設住宅等での生活は解消される予定となっている。
- ・ 災害公営住宅等恒久的な住宅へ移行した被災者の中には、転居に伴う生活環境の変化により新たなコミュニティが形成できず、孤立化や閉じこもりによるところへの影響のほか、肥満者が全国平均よりも有所見者が多いこと等が報告されていることから、引き続き被災者への健康支援の取組が必要である。
- ・ 国の交付金事業が本年度末をもって終了することとなるが、円滑な健康支援に資するため、本協議会設置要綱を改正の上、令和3年度においても、必要に応じて本運営協議会を開催する方向としたい。
- ・ また、県においては、沿岸市町村と連携し、被災地のきめ細かな健康支援に継続的に取組むため、沿岸市町村及び沿岸保健所の実務担当者等による情報交換会を開催し、引き続き課題解決に向けた情報共有及び検討等を行うものとする。
- ・ なお、平成26年3月に策定した「健康いわて21プラン（第2次）（2014-2022）」においても、「東日本大震災津波後の健康づくり」に取組んでおり、健康いわて21プラン推進協議会の開催を通じて、関係団体と情報共有を図って参りたい。

岩手県被災地健康支援事業運営協議会設置要綱 新旧対照表 (案)

改 正 前	改 正 後
<p>岩手県被災地健康支援事業運営協議会設置要綱</p>	<p>岩手県被災地健康支援事業運営協議会設置要綱</p>
<p>第1～第3 (略)</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4 委員の任期は、被災地健康支援事業が終了する年度までとする。</p> <p>2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。</p>	<p>第1～第3 (略)</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4 委員の任期は、被災地健康支援事業が終了する年度までとする。<u>ただし、当該事業の終了後においても、必要に応じ任期を延長することができる。</u></p> <p>2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。</p>
<p>第5～第10 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成24年1月20日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成24年2月13日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成28年8月10日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、令和3年1月 日から施行する。</u></p>	<p>第5～第10 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成24年1月20日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成24年2月13日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成28年8月10日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、令和3年1月 日から施行する。</u></p>

平成23年度～27年度 被災地健康支援事業実績(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)

	事業名	事業内容	H23	H24	H25	H26	H27
被災地健康維持増進費	1 被災地健康支援事業の評価・検討 ア 被災地健康支援事業運営協議会	被災地の健康課題の分析票評価や健康支援に関する検討を行う	○	○	○	○	○
	イ 被災者健康状態分析・評価事業	沿岸市町村特定健診結果を分析		○	○	○	○
	ウ 健康支援事業情報交換会(沿岸4保健医療圏)	沿岸保健医療圏別に実施				○	○
	2 被災地における保健活動、栄養・食生活の支援	応急仮設住宅等において健康状態の把握等を行うため、要請のあった市町村へ保健師、栄養士を派遣		○	○	○	○
	3 住民の自主的な健康づくり活動の支援	・住民の自主的な健康づくり活動を推進するため、健康に関する学習会や調理教室等を開催		○	○	○	○
	4 被災地健康支援人材育成事業	被災市町村等の新人保健師、栄養士等のスキルアップを目的とした研修の開催		○	○	○	○
	5 被災地血圧適正管理推進事業	血圧管理手帳の作成と血圧自己管理推進員を養成し、血圧の適正な自己管理を推進する				○	○
	6 被災地健康課題対策推進事業	脳卒中発症要因や現状を周知・理解を図り、健康づくりの普及啓発等を実施				○	○
	7 健康支援に係る保健師等の人材確保支援(市町村補助)	被災市町村が保健師等を長期に雇用するために必要な経費の補助		○	○	○	○
被災者健康づくりサポート事業(市町村補助)	8 被災者健康づくりサポート事業(市町村補助)	被災市町村が実施する応急仮設住宅入居者等への健康支援事業に要する経費の補助		○	○	○	○
	9 被災者食生活バックアップ事業	応急仮設住宅入居者等の生活習慣病予防のため、バランス料理レシピの配布と講習会の開催		○			
	被災地健康相談支援事業						
被災地健康相談支援事業	1 応急仮設住宅健康相談支援事業	保健師等が応急仮設住宅の集会所等を定期的に巡回し、健康相談、栄養相談を実施		○	○	○	○
	2 被災地口腔ケア推進事業	歯科医師等により応急仮設住宅の集会所を定期的に巡回し、口腔ケア指導等を実施		○	○	○	○
被災者特別健診等事業費	1 被災者特別健診等補助(市町村補助)	特定健診非対象者に実施する健診経費の補助及び特定健診検査項目を追加して実施する際の経費の補助		○	○	○	○
	2 健診受診環境整備補助(市町村補助)	特定健診に係る応急仮設住宅から健診会場までの送迎マイクロバス借用に要する経費の補助		○	○	○	○

平成28年度～令和2年度 被災地健康支援事業実績(被災者支援総合交付金)

	事業名	事業内容	H28	H29	H30	R元	R2
被災地健康支援事業	1 被災地健康支援事業の評価・検討 ア 被災地健康支援事業運営協議会	被災地の健康課題の分析票評価や健康支援に関する検討を行う	○	○	○	○	○
	イ 被災者健康状態分析・評価事業	沿岸市町村特定健診結果を分析	○	○	○	○	○
	ウ 健康支援事業情報交流会(沿岸4保健医療圏)	沿岸保健医療圏域別に実施	○	○	○	○	○
	2 被災地における保健活動、栄養・食生活の支援	応急仮設住宅等において健康状態の把握等を行うため、要請のあった市町村へ保健師、栄養士を派遣	○	○			
	3 住民の自主的な健康づくり活動の支援	・住民の自主的な健康づくり活動を推進するため、健康に関する学習会や調理教室等を開催	○	○	○		
	4 被災地健康支援人材育成事業	被災市町村等の新人保健師、栄養士等のスキルアップを目的とした研修の開催	○	○	○		
	5 被災地血圧適正管理推進事業	血圧管理手帳の作成と血圧自己管理推進員を養成し、血圧の適正な自己管理を推進する	○	○	○		
	6 被災地健康課題対策推進事業	健康づくり普及啓発パンフレット作成配布、児童生徒被災地健康課題対策講演会、健康づくり管理機器貸与事業	○	○	○		
7 応急仮設住宅健康相談支援事業	保健師等が応急仮設住宅の集会所等を定期的に巡回し、健康相談、栄養相談を実施	○	○	○			
8 被災地口腔ケア推進事業	歯科医師等が応急仮設住宅の集会所を定期的に巡回し、口腔ケア指導等を実施	○	○	○			
被災者生活支援事業	1 被災地血圧適正管理推進事業	災害公営住宅居住者を対象に血圧管理手帳の作成配布		○	○		
	2 被災地健康課題対策推進事業	災害公営住宅居住者を対象に健康づくり普及啓発パンフレット作成配布		○	○		
	3 災害公営住宅居住者等健康相談支援事業	保健師等が災害公営住宅の集会所等を定期的に巡回し、健康相談、栄養相談を実施		○	○		
	4 災害公営住宅居住者等口腔ケア推進事業	歯科医師等が災害公営住宅の集会所を定期的に巡回し、口腔ケア指導等を実施		○	○		
被災地健康支援事業	1 健康支援に係る保健師等の人材確保支援(市町村間接補助)	被災市町村が保健師等を長期に雇用するために必要な経費の補助	○	○	○	○	○
	2 被災者健康づくりサポート事業(市町村間接補助)	被災市町村が実施する応急仮設住宅入居者等への健康支援事業に要する経費の補助	○	○	○	○	○
	3 被災者特別健診等補助(市町村間接補助)	特定健診非対象者に実施する健診経費の補助及び特定健診検査項目を追加して実施する際の経費の補助	○	○	○	○	○
被災市町村健康づくり支援事業費補助(県単補助)	1 被災市町村健康づくりサポート事業	被災市町村が実施する健康支援事業に要する経費の補助	○			○	○
	2 被災市町村特別健診等補助	特定健診非対象者に実施する健診経費の補助及び特定健診検査項目を追加して実施する際の経費の補助	○	○	○	○	○